

(案)

登別市災害時要援護者 避難支援プラン

(災害時要援護者避難支援制度)

平成22年 月

登 別 市

目 次

1	避難支援プランの目的	1
2	対象となる災害時要援護者	1
3	災害時要援護者情報の収集・共有	2
	(1) 情報の収集方法	2
	(2) 地域支援者の選定	4
	(3) 個別支援プランの作成	4
	(4) 個人情報の管理	4
4	避難情報等の伝達・安否確認・避難誘導	5
	(1) 避難情報の発令	5
	(2) 個別支援プランを活用した伝達体制の整備	6
	(3) 安否確認・避難誘導の確認	6
5	避難所における支援方法	6
	(1) 避難所の環境整備	6
	(2) 相談窓口の設置	7
	(3) 避難生活長期化への対応	7
6	災害時要援護者避難訓練の実施	7
7	避難支援プランの見直し	7

《別表》

避難誘導に配慮を要する主な事項	8
-----------------	---

《様式》

(様式第1号) 登別市災害時要援護者支援登録申請書	11
(様式第2号) 個別支援プラン	12

1 避難支援プランの目的

近年、各地で発生した大地震や集中豪雨等の大規模災害では、災害に弱い立場に置かれることの多い高齢者や障がい者のいわゆる「災害時要援護者」の方が、情報の入手や自力での避難行動等が困難なため、大きな被害を受けるとともに、避難所における避難生活に際しても一般の方々に比べ大きなストレスを受けやすいことから、災害時要援護者に対する避難支援対策の充実・強化が求められております。

こうしたことから、登別市においても、登別市地域防災計画及び国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、災害時要援護者自身による自分の命は自分で守る「自助」、地域住民による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を基本とした地域ぐるみの支援体制の確立、行政機関による情報伝達体制や避難支援体制の整備「公助」を図り、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

このため、共助の一つであります災害時要援護者一人ひとりの支援対策を具体的に進めていくことを目的として、登別市災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を作成しました。

2 対象となる災害時要援護者

災害に弱い立場に置かれることの多い高齢者や障がい者などの方には、次のような問題を抱え「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとることが困難」な方がおります。

- ① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難である。
- ② 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても救助者に伝えることができない、又は困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受けることができない、又は困難である。
- ④ 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない、又は困難である。

このため、避難支援プランの対象者となる「災害時要援護者」とは、在宅で生活する次の方で、災害が発生した時や発生のおそれがある時に、家族などからの支援を受けることが困難であり、避難支援など何らかの助けを必要とする方とします。

- ① 高齢者
- ② 介護保険の要介護認定者
- ③ 身体障がい者
- ④ 知的障がい者
- ⑤ 精神障がい者
- ⑥ 乳幼児、妊産婦
- ⑦ 日本語に不慣れな外国人
- ⑧ その他、疾病等で支援を必要とする方

3 災害時要援護者情報の収集・共有

(1) 情報の収集方法

災害発生時において、災害時要援護者の安否確認や避難支援、また避難所での生活支援を的確に行うためには、あらかじめ災害時要援護者の居住地や身体状況等を把握し、その情報を町内会や自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者（災害時要援護者に対して、災害が発生した時や発生のおそれがある時に、災害情報を伝えたり、安否確認や避難支援などを行う方）などの関係者と共有して、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

このため、次の方法により、災害時要援護者の情報を収集し共有するものとしますが、情報の収集に当たっては、登別市個人情報保護条例を遵守し、「手上げ方式」と「同意方式」を併用しながら進めることとします。

① 手上げ方式

市などから広く避難支援プランの制度を周知し、災害時要援護者として支援を必要とする方が、自らの判断で「登別市災害時要援護者避難支援登録申請書（様式第1号）」を市に提出する方法により、災害時要援護者の情報を収集します。

なお、登録申請の際には、支援のための個人情報を市の関係部局や町内会、自主防災組織、民生委員児童委員などへ提供することに同意が必要となります。

② 同意方式

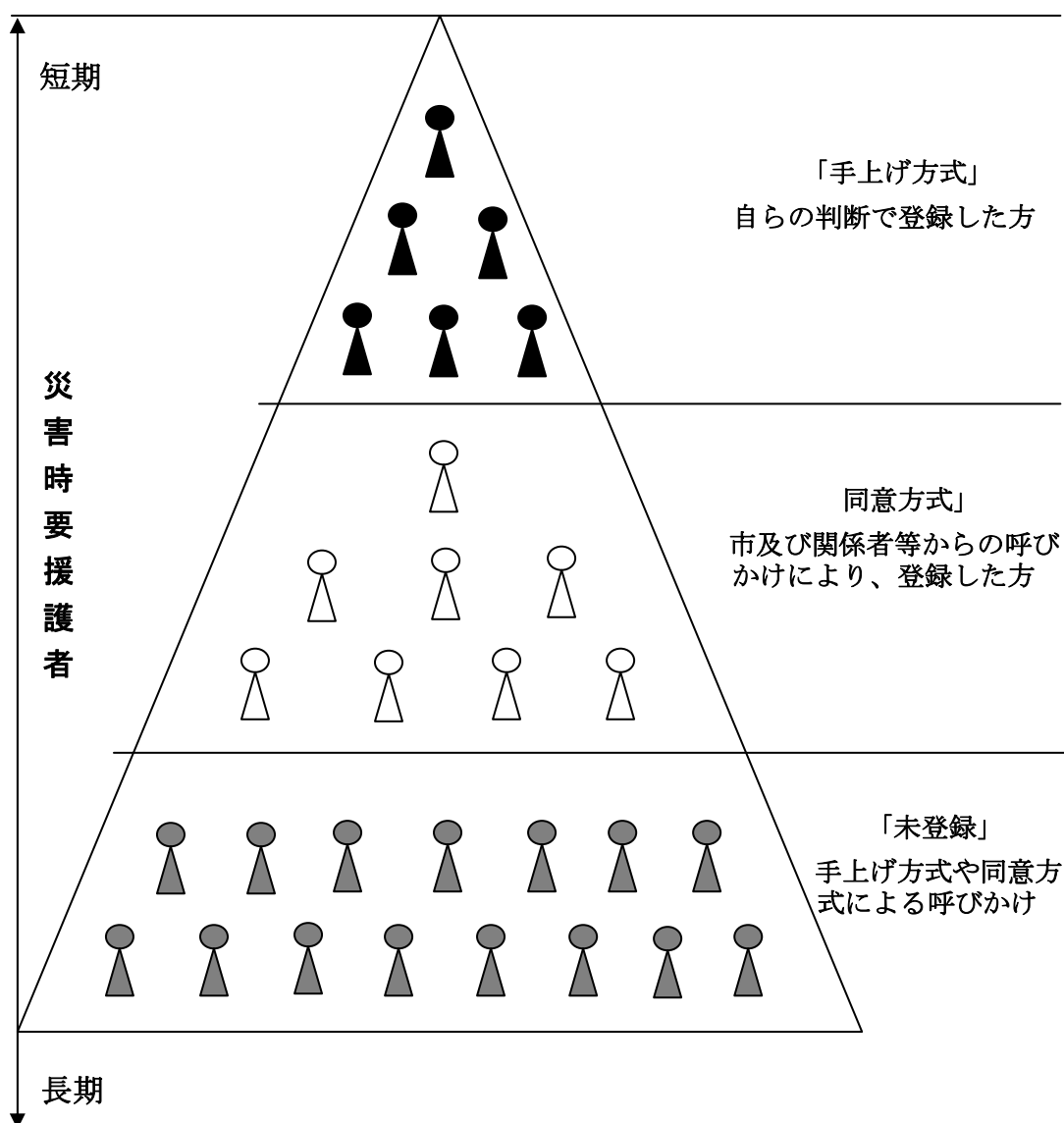
市の関係部局（福祉部門、消防等）においては、日常業務の各種申請や相談・訪問など、市民一人ひとりと接する機会をとらえ

て、災害時要援護者として登録が必要と思われる方に対し、避難支援プランの制度の説明を行って登録を促します。

また、町内会や自主防災組織、民生委員児童委員などが住民一人ひとりと接する機会をとらえて、災害時要援護者として登録が必要と思われる方に対し、避難支援プランの制度の説明を行って登録を促し、本人の同意を得た上で「登別市災害時要援護者避難支援登録申請書」を市に提出する方法により、災害時要援護者の情報を収集します。

なお、登録申請の際には、支援のための個人情報を市の関係部局や町内会、自主防災組織、民生委員児童委員などへ提供することに同意が必要となります。

●参考：「手上げ方式」と「同意方式」で登録者を拡大していくイメージ



(2) 地域支援者の選定

地域支援者とは、災害時要援護者に対して、普段からコミュニケーションを図り、災害が発生した時や発生のおそれがある時に、災害情報を伝えたり、安否確認や避難支援などを行う方ですが、災害時要援護者として登録申請の際には、原則として災害時要援護者自ら地域支援者を2名以上選定するものとします。

地域支援者を選定できない場合には、市は災害時要援護者本人とともに、町内会や自主防災組織、民生委員児童委員などの協力を得て、地域支援者を選定します。

地域支援者は、自分の氏名、住所などの個人情報をも市の関係部局や町内会、自主防災組織、民生委員児童委員などへ提供することに同意が必要となります。

なお、災害時には、地域支援者も被災者になることも考えられることから、地域支援者は、自らの安全を確保した上で、できる範囲で支援していただくものであり、支援活動について法的な責任や義務を負うものではありません。

(3) 個別支援プランの作成

災害時要援護者として登録した方については、個人情報を提供した町内会や自主防災組織、民生委員児童委員などの協力を得て、あらかじめ災害時要援護者一人ひとりの避難場所や避難経路などの支援対策を具体的に定めるため、「個別支援プラン（様式第2号）」を作成します。

また、作成した「個別支援プラン」については、町内会や自主防災組織、民生委員児童委員などに提供し情報を共有します。

(4) 個人情報の管理

災害時要援護者や地域支援者の個人情報については、変更が生じた場合、市が随時更新するものとし、その情報は迅速に町内会や自主防災組織、民生委員児童委員などに提供するものとします。

また、情報を取り扱う方からは、個人情報の目的外の利用の禁止や適正な管理の徹底に関して、同意書の提出を求めることとし、個人情報の保護に努めます。

4 避難情報等の伝達・安否確認・避難誘導

災害時要援護者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、市は、避難情報等必要な情報が災害時要援護者及びその家族・地域支援者、町内会等に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

(1) 避難情報の発令

市は、災害が発生した時や発生するおそれのある時には、登別市地域防災計画により、被害が想定される地域に対して、避難準備情報（災害時要援護者避難情報）や避難勧告、避難指示を発令します。避難勧告等の発令時の状況と住民に求める行動については、次のとおりです。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者避難情報)	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する方は、計画された避難所への避難行動を開始（地域支援者は支援行動を開始） ・上記以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・通常避難行動ができる方は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
	堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	
	人的被害の発生した状況	

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではない場合もありますので、

事態の緊迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

(2) 個別支援プランを活用した伝達体制の整備

市は、避難勧告等を発令した場合や災害に関する情報は、サイレン遠隔吹鳴装置、広報車、電話、FAX等により伝達を行いますが、情報伝達に時間を要することや体制的な限界を踏まえつつ、迅速かつ的確に伝達するため、伝達体制の整備が必要です。

このため、災害時要援護者の状況に応じた情報の伝達や災害時要援護者への避難等が確実にできるよう、個別支援プランを活用して、地域支援者や町内会、自主防災組織等の連携による伝達体制の整備に努めます。

(3) 安否確認・避難誘導の確認

大規模災害など広域的な災害が発生した場合、災害発生直後の災害時要援護者の救助や避難誘導については、市や警察、自衛隊等による支援体制には限界がありますので、あらかじめ個別支援プランで定めた地域支援者を中心とした地域の協力を得ながら、安否確認や避難誘導等の支援を行います。

また、安否確認や避難誘導の確認等については、確実に期するため事前に把握していた災害時要援護者情報により確認するとともに、一緒に避難してきた住民の方からも状況を把握し、安否が確認できない災害時要援護者については、消防や警察等に救助や確認を依頼します。

さらに、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られない等の理由で登録がされていない災害時要援護者と思われる方については、市の関係部局等で把握した情報をもとに、安否確認や避難誘導を行います。

なお、事態の緊迫した状況等にもよりますが、災害時要援護者への避難誘導に配慮を要する主な事項は、別表のとおりです。

5 避難所における支援

(1) 避難所の環境整備

避難所においては、災害時要援護者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を必要とする場合は、速やかに仮設します。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー保護のための間仕切り用パーテーションを設けるな

どの避難環境の整備に努めます。

(2) 相談窓口の設置

避難所には、災害時要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者用相談窓口を設けます。

その際、きめ細かなニーズの把握に努めるほか、情報伝達方法の工夫などにより、災害時要援護者への情報伝達に配慮するなど不安解消に努めます。

(3) 避難生活長期化への対応

避難生活が長期化する場合は、必要に応じて保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等を実施するとともに、災害時要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や病院への入院等の手続きなどを行います。

なお、福祉避難所として指定する施設は、バリアフリー化されているなど災害時要援護者の利用に適している既存の福祉施設等を優先し、その施設の活用を図ります。

6 災害時要援護者避難訓練の実施

災害時要援護者の安否確認や避難支援などを迅速かつ適切に行うため、関係者とともに避難訓練を実施し、避難準備情報等の伝達の確認や具体的な避難支援方策の検証、障害物の確認等を行います。

7 避難支援プランの見直し

このプランによる災害時要援護者情報の収集、個別支援プランの作成、福祉避難所の指定、避難訓練等を具体的に実施し、見直し・検証することにより、必要に応じて適宜修正を加えながら、地域の災害時要援護者の安全・安心の確保に努めるものとします。

別表

避難誘導に配慮を要する主な事項

区 分		主 な 事 項
高齢者	寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、帯などでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすを使う等、個人の状態に応じた方法をとる。 ・日頃から服用している薬を携帯するように指示する。
	認知症の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。 ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応する。 ・激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
身体障がい者	視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・家の中の状況を伝え、注意しながら誘導する。 ・地域支援者の肘の上を視覚障がい者につかんでもらい歩行速度に気をつけて歩き、「後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかまない」ようにする。 ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に示す。
	聴覚障がい 言語障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、筆談（メモ、絵、図等）、身振り等で状況を知らせたりする。
	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所に移動させる。 ・自力歩行が困難な人には、車いす等の移動用具の確保や移動の協力者を求める。
	内部障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）の確保や移動の協力者を求める。

知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応し、発作がある場合は速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。連絡がとれない場合は、災害をまぬがれた医療機関等へ相談する。 ・普段から服用している薬等を携行するよう指示し、名前や連絡先等がわかるものを身につけさせる。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかける。 ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じて手を引くなどして移動する。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにする。 ・妄想や幻覚の訴えがある場合も強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめる。 ・強い不安や症状悪化が見られる場合は、かかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。連絡がとれない場合は、災害をまぬがれた医療機関等へ相談する。 ・普段から服用している薬等を携行するよう指示する。
発達障がい・自閉症者	<ul style="list-style-type: none"> ・これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に簡単に説明して、パニックにつながらないようにする。 ・不安から大声を発したりパニックを起こしても落ち着くまで待つようにする。 ・普段から服用している薬等を携行するよう指示する。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・常に保護者等を同行させ、一人にしない。 ・必要に応じて、近隣住民等の協力を求める。

妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等が付き添いをするようにし、転倒等による流産に注意する。 ・ 出産予定日が近い場合は、家族や本人に確認しながら、必要に応じて産婦人科に連絡を行う。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらう。 ・ 近隣に外国語ができる方がいれば、その方の協力を得る。

(様式第1号)

登別市災害時要援護者避難支援登録申請書

平成 年 月 日

登別市長様

私は、「登別市災害時要援護者避難支援プラン」の趣旨に賛同し、災害時要援護者として登録を申請します。

また、私が登録した個人情報を、災害時の1. 避難支援活動 2. 安否確認、3. その他支援活動を行うため、市が保有するとともに、支援を行う人達（地域支援者、町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、防災関係機関、市の関係部局など）へ提供することに同意します。

本人氏名： _____ 印

代理人又は代筆者氏名(続柄)：() _____ 印

代理人等住所： _____

代理人等電話番号： _____

A 基本 情報	地区名	地区	町内会名	町内会・ <input type="checkbox"/> 未加入		
	フリガナ			生年月日	年 月 日	性別
	氏名			(年齢)	(歳)	
	住所	〒 登別市 町 丁目 番地			電話番号	自宅 携帯
				FAX番号		
B 本人の 状況等 (重複する 場合には 全て記入)	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 介護保険の要介護認定者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> 乳幼児、妊産婦 <input type="checkbox"/> 日本語に不慣れな外国人 <input type="checkbox"/> その他、自力で避難することが困難な者			【支援を必要とする具体的内容】 ----- ----- ----- ----- -----		

【市役所使用欄】

種類	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 変更		
登録番号		CD	
受付	所属： _____ 担当()		
入力・送付	<input type="checkbox"/> 入力() <input type="checkbox"/> 送付()		

(受付印)

個別支援プラン

作成日： 年 月 日

1. 災害時要援護者本人の情報					
地区名	地区	町内会名		登録番号	
フリガナ			年齢	歳	性別
氏名			電話番号		
住所	登別市	町	丁目	番地	
2. 具体的な支援の内容					
3. 伝達体制、支援体制、避難場所等			別紙のとおり		
4. 地域支援者（情報の伝達者及び避難の支援者）					
①	住所		③	住所	
	氏名			氏名	
	電話番号			電話番号	
②	住所		④	住所	
	氏名			氏名	
	電話番号			電話番号	
5. 支援関係者					
町内会長	氏名		TEL		
自主防災組織代表	氏名		TEL		
民生・児童委員	氏名		TEL		
6. 緊急時の連絡先					
①	氏名		続柄		
	住所		電話番号		
②	氏名		続柄		
	住所		電話番号		